

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	380	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	し尿処理施設(環境省)と下水道施設(国土交通省)の統合整備				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	環境省、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

し尿等の受入施設を下水道施設として位置付け、社会資本整備交付金の対象とするとともに、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができるよう規制緩和すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性】

下水道の整備により、その地域の浄化槽やくみ取り便所は減少するため、し尿処理施設は下水道施設が整備され水洗化された分だけ処理量も減少する。一方、近年、市町村の管理するし尿処理施設は老朽化により建替の時期に来ている。この様な中、下水道の整備が進んだ市町村については、新たにし尿処理施設を建設するよりも下水道施設で一括して処理した方が経済性・効率性の観点から有利である。

本県では2町において、人口減少などで下水道施設の処理能力にし尿を受け入れる余裕があったため、し尿処理施設の建替をせずに、下水道施設と一緒に処理した事例がある。その場合に、し尿等の受入施設は下水道施設とは認められていないため、下水道用地に設置する場合は暫定的な措置として国土交通省より目的外使用承認が必要だった。また、し尿等の受入施設は、前処理のみを行い、最終目的のし尿の処理をしないため、し尿処理施設としても認められず、費用を縮減したにもかかわらず市町村の単独費での対応となった。このためし尿等の受入施設を下水道施設として位置づけ、目的外使用承認を不要とし、社会資本整備交付金の対象に入れることを提案する。

また、現在も1市2町で同様な対応を検討しているが、1市についてはし尿の量が多く、下水道計画処理能力を超えるため1下水道施設では受入が厳しい状態。このため、総合的に下水道施設に下水道処理区域外のし尿を集めて処理した方が有利ならば、下水道計画処理能力に下水道処理区域外のし尿全量を加えて計画ができることとすることを併せて提案する。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
下水道法第4条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

下水道施設は、下水道処理区域の下水を処理するための施設の総体であり、下水道処理区域外のし尿等を受け入れるための施設を下水道施設とすることは困難であると考えます。  
なお、し尿等を受け入れるための施設の扱いについては、まずは、し尿等を下水処理場で処理している事例収集、課題点、今後のニーズ等について全国的な調査をおこなって参ります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

自治体の財政事業が厳しい中で、し尿処理施設と下水道施設の統合整備は今後多くの自治体で望まれてくることだと考えております。  
一方、整備目的の違う施設の統合については、多くの問題がありすぐに方針は出せないとも考えております。  
つきましては、回答にありましたとおり調査等をおこなっていただき、お互いの施設のあり方について検討をしていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案に賛同する。  
ただし、公共下水道事業の無制限な拡張や費用の原因者負担の原則の崩壊につながらないよう配慮いただきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

頂いたご意見に配慮しつつ、調査等を行ってまいります。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	511	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

倉庫業の営業登録、変更登録、軽微変更の届出、トランクルーム認定等に係る事務、倉庫業の監査等の指導監督事務について、移譲を求める。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該事務は、県(一部市)が行っている建築基準法の建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務と密接に関連しており、都道府県に事務を移譲することで効率的な事務の執行が期待できる。国において当該事務を実施することで、県が実施する上記事務との乖離や矛盾が生じる可能性がある。そのため、県において実施することで、上記事務との連携を図ることができ、地域の特性を反映したきめ細かい施策を展開できるとともに、倉庫業の営業登録などの事務と合わせて、同一の行政庁が建築確認事務、農地転用の許可事務や開発行為の許可事務を効率的に進めることで、適正な倉庫業の運営を確保しつつ、倉庫利用者の利益を保護するなどの対応が総合的なものとなり、倉庫の円滑な整備に資する。なお、国の自己仕分けにて、従来から国が一元的に実施していること、安全対策や事業者の円滑な事業活動等の観点から国が引き続き所管すべき事務とされているが、地域の特性や県で実施する施策との整合性を図る観点から県が所管すべきと考える。

### 根拠法令等

倉庫業法第3条～第7条、第25条、第27条

1. 倉庫業は、不特定多数の他人から寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業であり、その保管機能を通じて物資の需給調節、物価の安定並びに物資の供給の確保等の産業活動及び国民生活に必要な不可欠な機能を果たしている。また、倉庫業者が発行する倉庫証券は、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を有しており、その流通によって商品売買を円滑化・簡便化し、商品担保金融のための対物信用を供与する等、公益的な機能を有する有価証券であるため、第三者の利益保護と証券の公信力の確保が必要である。このように、倉庫業は高い公益性を有していることから、倉庫における安全対策等、事業の適正な実施を図ることが重要であり、そのためには国による全国一律の基準によって、倉庫の安全性・公益性を確保することが必要である。
2. また、物流分野においては、倉庫業者、海運事業者、航空事業者、港湾運送事業者、トラック事業者等の物流事業者や荷主企業等の国内・国外を問わず広域にまたがって幅広く活動する様々な経済主体が存在しており、倉庫業者も物流拠点としての倉庫を中核としながら、トラック、港湾運送等の他の物流事業を総合的に実施していることが多い。そのため、事業の適正な運営の確保に当たっては、トラック、港湾運送等の他の関連物流事業と総合的・一体的に判断する必要があるため、倉庫業の登録等の事務も、国において他の物流事業と一体的に施策の実施や指導監督を行う方が適切であり、また、効率的である。
3. さらに、上記のように物流の中核を担う倉庫業の発展のために、国では、物流総合効率化法による総合効率化計画の認定を要件として、特定流通業務施設としての倉庫を対象とした税制の特例措置等により倉庫事業者の取組を支援しているところである。
4. なお、ご指摘のあった都道府県等が行う建築確認事務、農地転用の許可事務及び開発行為の許可事務は、倉庫を整備する際に、建築基準法、農地法及び都市計画法の観点から適合性を確認するものであり、倉庫に限らず、一般的に建築物の建築や土地利用の変更を行う際に確認等を受けなければならないものである。したがって、倉庫業法の登録に当たっては、その前提として建築確認等が必要とされることとなるが、これらの事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国が定めた基準に基づき、都道府県が事務を行うことによっても「高い公益性」を確保することは可能である。むしろ地方が行った方が、都市計画、交通状況、物流の内容、自然環境、住環境等地域の実情に応じたきめ細かな指導監督が可能となり、それらの環境に応じた基準によって倉庫の設置が図られることで、国が行う指導監督より「公益性」を保つことができる。

また、都道府県も他の関連事業と総合的・一体的な事業の適正運営の確保に資する指導監督が可能である。

倉庫業の登録基準は省令によると建築基準法その他の法令により適合していることとあるが、建築基準行政は都道府県も担っており、専門力に欠けるとは言えないため、登録基準を参酌すべき基準とした上で登録業務の執行は都道府県に委ねたとしても、倉庫の安全面の確保は可能と考える。

なお、本県から提案している物流効率化法による総合効率化計画の認定事務と併せて、倉庫業の登録時の事務についても権限移譲を行うことで、申請者の利便性を高めるものとする。

## 全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

- 1 物流事業事務の一体的実施による倉庫業の適正な運営の確保
- 2 物流事業事務の一体的実施による事業者利便の確保
- 3 倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要
- 4 大規模災害時には国による広域的かつ迅速な支援物資物流体制の構築が必要という観点から事務・権限の移譲は困難である。

詳細については別紙の通り。

## 【別紙】管理番号 511 倉庫業の登録・指導監督事務等の国から都道府県への移譲

(物流事業事務の一体的実施による倉庫業の適正な運営の確保)

1. 倉庫業法における登録等の事務は、倉庫の構造だけではなく、倉庫が物流の結節点として、寄託契約に基づく保管等の業務を適切に行っているかどうかの確認を行うものである。ご指摘のあった都道府県等が行う建築確認事務は、繰り返しになるが、倉庫に限らず、一般的に建築物の建築や土地利用の変更を行う際に確認等を受けなければならないものであり、倉庫業法の登録にあたっての当然の前提として建築確認書類の提出を求めているに過ぎないため、国が倉庫業の登録等の事務を実施することにより建築確認事務との間に乖離や矛盾が生じる性質のものではない。また、倉庫業の登録等の事務を行うためには、倉庫業のみではなく物流事業全体における倉庫業の適法性を総合的に判断する必要がある。例えば、物流の過程において行われる保管行為については、倉庫業としてではなく他の運送事業の一貫としての保管行為も存在しており、一例をあげると、日本国内外の生産地から消費者までトラック、鉄道などの輸送手段を使って商品を配送する場合に、その過程で行われる保管が倉庫業の保管なのか輸送の中の一時的な保管なのかは、発地から着地にわたる輸送を含め、当該事業者が行おうとする物流全体の実態を踏まえて、トラック、鉄道、港湾運送等他の運送事業との関係も勘案して総合的に判断しなければならない。仮に倉庫業法のみを都道府県に移譲することになると、倉庫業を所管する都道府県と他の物流事業を所管する地方運輸局において判断権者が異なることにより、発着地を含む物流事業全体の中で判断すべき倉庫業の適法性の判断に支障が生じることになる。

(物流事業事務の一体的実施による事業者利便の確保)

2. また、倉庫業の関連事業として最も関連が深いトラック、船舶、鉄道、航空などの物流事業を国土交通省は所管しており、事業の許認可・指導監督等についても他の物流事業と物流の結節点である倉庫業を一体的に行っているところである。例えば、事業者が荷主ニーズに応じて既存の審査基準では判断が困難な新しい物流サービスを全国的に導入しようとする際、現在では物流事業を総合的かつ一元的に所管する国土交通省において統一的な判断を迅速に行うことが可能である。既存の許認可等についても、事業の譲渡譲受や、物流網及び拠点の変更等の各事業法上の手続きを迅速に実施しており、氏名・住所等の変更等の届出事務についてもワンストップ化する手続き上の利便性を図っている(※)。また、約款や料金に係る規制については、現在は国に一度だけ手続きを要するのみであるが、仮に都道府県に事務を移譲した場合、事業者は都道府県ごとに手続きを行うこととなり、煩雑であり、事業者の事業運営の支障となる可能性もある。このため、都道府県が倉庫業の事務のみを行うことの合理性は乏しく、物流事業者の申請負担の増加を招かない観点からも、引き続き国が実施することが効率的である。

(※)「貨物流通事業者の氏名の変更の届出等の一本化した提出の手続きを定める省令(平成7年6月23日運輸省令第37号)」

(倉庫証券の円滑な流通確保には国による倉庫業の事務実施が必要)

3. 倉庫証券は、倉庫業者に対する寄託物返還請求権を有し、都道府県の区域を越えて広域的に流通することから、その流通によって商品売買を円滑化・簡便化し、商品担保金融のための対物信用を供与することによって物価の安定に寄与する等、非常に公益的な機能を有する有価証券であり、第三者の利益保護と証券の公信力の増進のため、その発行は国の許可を要することとしているところである。倉庫証券の発行業務が適切に行われているかどうかの判断を行う際には、倉庫業者の知識経験や資力信用を確認するため、登録内容、寄託約款及び倉庫業者の行っている業務内容の詳細等を把握していることが前提となっており、倉庫証券の許可等事務と倉庫業の登録等事務とは密接不可分の関係となっている。仮に、倉庫業の登録等事務と倉庫証券の事務を分離することとした場合、倉庫証券の発券許可の審査や倉庫に係る違法行為等の監督を迅速かつ適切に行うことが困難となり、市場における取引に大きな混乱をもたらし、倉庫証券の公信力が低下しかねない。

(大規模災害時には国による広域的かつ迅速な支援物資物流体制の構築が必要)

4. 被害が多数の都道府県や地方ブロックに及ぶ大規模な自然災害の発生時には、被災地内の物資拠点も被災している中、全国各地から大量の支援物資を輸送する必要があるため、被災地内の物資拠点だけでは、受け入れた支援物資の在庫が増え続け、効率的な管理・発送ができなくなってくる。このため、被災県外に広域的な物資拠点を設置し、迅速かつ確実な支援物資輸送を確保する等、全国規模での応援協力体制が必要である。国であれば、広域的な観点で交通インフラの被災状況や物流事業者の輸送能力及び物流施設の処理能力等をもとに、被災地域に必要な支援物資を送りこむ後方拠点としての倉庫や輸送力の確保等の支援体制を、都道府県や地方ブロックを超えて、迅速かつ効率的に、また、総合的に構築することが可能であるが、仮に都道府県に事務移譲をした場合は、災害発生時に被災県において、全国の多数の都道府県の最新かつ多様な物流関連情報を把握し調整する必要があるため、迅速な対応を行うことが困難となる。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	749	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改革				
提案団体	豊橋市				
制度の所管・関係府省	内閣府、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

国民の命を守ることを最優先に、第二次救急医療機関や福祉施設などの重要な要配慮施設は、集団移転促進事業にかかわらず単独での移転が推進されるよう、南海トラフ地震対策特措法第12条及び第16条の規定の見直しを図ること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【地域の実情を踏まえた必要性】

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。

また、最大で15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側に、約80人が入所する特別養護老人ホームが存在している。

これらの施設は、集団移転促進事業に関連して移転が必要と認められる場合に限り、津波避難対策緊急事業計画を作成し、同法に基づく国の補助の特例や集団移転促進事業に係る特例措置を受けることが可能であるが、単独での高台移転は特例の対象外となっている。

しかしながら、これらの施設の周辺には住居が無い、もしくは住居が少なく、集団移転促進事業の対象にはならない立地状況となっている。こうした民間の重要施設(要配慮者施設)の移転促進は、災害時の医療ネットワークを中心とした対応能力の確保、入所者の命の確保を進めるのに必要な措置であるため、要配慮者施設が単独で高台移転が行えるよう、同法第12条及び第16条の規定の見直しを図る必要がある。

### 根拠法令等

南海トラフ地震防災対策の推進に関する特別措置法第12条、第16条



ご提案の趣旨を確認したところ、要配慮者施設の単独移転について、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下「南トラ法」という。)第13条の特例の対象となる同法第12条第1項の事業として措置することで、又は防災集団移転促進事業の対象を拡大することで対応できないかとのことであったが、後者の防災集団移転促進事業による対応については、当該事業は防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律(以下「防集法」という。)に基づき住民の居住に適当でないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するためのものであり、南トラ法第16条において防災集団移転促進事業に関連して必要と認められる場合に限り要配慮者施設の移転について特例が設けられたものの、防集法の趣旨に鑑みれば、住居の集団的移転に関連しない要配慮者施設の防災集団移転促進事業による移転は不可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

要配慮者施設の中には、高齢者が特別養護老人ホームなどに住民票を移し、世帯主として居住している施設もある。  
このような状況の中、今般、貴省は土石流・地滑り対策として、災害時要援護者関連施設を支援対象とすることとし、具体的な内容を検討するとされている。こうした施策と同様、津波対策についても、「命を守る」ことを最優先課題として、実効性のある移転事業を推進するため、特に居住実態のある要配慮者施設については、住居と同様に防災集団移転促進事業による移転を認めるなどの検討をしていただきたい。

## 全国知事会からの意見

—

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

防災集団移転促進事業とは、移転促進区域内の住民が防災上安全な住宅団地で住宅建設及び生活再建を図ることができるよう、移転者個人がそれぞれ自己の居住の用に供する住宅を建設する場合に必要な一定規模以上の土地の整備等を支援し、当該区域からの住居の集団移転を促進するものであることから、社会福祉施設として事業者が経営する特別養護老人ホーム等の業務施設の移転を支援の対象とすることはできない。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	河川法に基づく流水占用料等の徴収方法を条例で定めることとする規制緩和				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

河川法第32条で政令に委任している流水占用料等の徴収方法を、条例で定めることを可能とする規制緩和。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】河川に係る流水占用料等(河川法第23条、第24条若しくは第25条の許可又は第23条の2の登録を受けた者から徴収することができる流水占用料、土地占用料又は土石採取料その他の河川産出物採取料をいう。)については、河川法施行令第18条第2項に定めるところにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合でも毎年度徴収しなければならない。しかし、本県の流水占用料等のうち特に土地占用料については、毎年の調定件数千数百件のうち高額な2件(ゴルフ場)を除けば、平均が3,000円程度と低額である。このように低額な流水占用料等も毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある。

【改正の必要性】流水占用料の徴収方法を政令ではなく、条例で定めることにより、流水占用等の期間が複数年に及ぶ場合は、希望により全許可期間分を一括徴収することを可能としたい。これにより、県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上が実現できる。なお、道路法においては、占用料の額・徴収方法は条例に委任(道路法39条2項)されており、本県では、道路占用料については複数年度にまたがるものを一括徴収することを可能としている。

### 根拠法令等

河川法第32条第2項  
河川法施行令第18条第2項

占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴収する制度となっていたところであるが、その一方で「毎年調定、徴収事務を行うことは、行政事務の効率化の観点から問題がある」等の提案理由も踏まえると、本提案事項については、各地方公共団体等の意見も聴きながら、今後、慎重に検討を進める必要があると考えている。その際、一括徴収による占用者の負担の増加等についても、慎重に精査する必要がある。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案は、各自治体がそれぞれの状況に応じて占用料の支払い方法を定められるようにしていただきたいというものであり、これが実現すれば、本県としては申請者が希望された場合に占用料の一括支払いができるようにしたい。

県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るために行うものであり、占用者の負担の増加等を招くことにならないように対応するので、ぜひ実現をお願いしたい。

## 全国知事会からの意見

地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、流水占用料等の徴収について必要な事項については、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

○ 占用料の徴収については、流水占用において、通水を始めた後、実際に通水を行った期間について徴収するという考え方を念頭に、年度を区切り徴収する制度となっているところである。

○ 本提案事項については、「県の行政コスト軽減による行政の効率化と、申請者の負担軽減による住民サービスの向上を図るため」とのことであるが、制度導入には様々な懸念が想定され、例えば、

① 各自治体には、新たに申請者へ希望を聴取する事務が発生することになり、かえって事務の負担が増えないか。

② 申請者の希望が少ない場合には、果たして行政コスト軽減に資するのか。

③ 許可期間中の物価変動や税率上昇などで、条例による金額改定をした場合、年度毎に納入する者との公平性や、都道府県の収入面の問題がないか。また、金額を改定した場合には差額を徴収できる旨の規定を設け、後年度に徴収するのであれば、徴収事務が煩雑化するのではないか。

などの条例制定上又は制度導入上の課題が考えられるため、今後、各地方公共団体等の意見も聞きながら、慎重に検討を進める必要があると考えている。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	10	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	かんがい用水の目的外利用における申請手続き及び財産の処分等承認基準の緩和				
提案団体	新見市				
制度の所管・関係府省	国土交通省農林水産省				

### 求める措置の具体的内容

かんがい用水の目的外利用(畜産用水等)について、変更、新規取得手続き、目的外利用申請の簡素化及び目的外利用に伴う国庫補助金の返還を不要とするよう制度改正を要望する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいため、県が国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいをを行っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の維持管理が困難となることが予想される。

当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設を利用するには目的外利用(畜産用水、工業用水等)になるため、県が行う変更・新規取得手続き・目的外利用申請等に相当の期間を要することになる。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要水量決定後に届出等による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望する。

また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返還が生じないよう、合わせて制度改正を要望する。

### 根拠法令等

河川法第23条、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平成20年5月23日20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通達)第4条

河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされている。

河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる河川の流水には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の円滑で円満な水利秩序を維持するため、流水の占有を行いたい場合は河川管理者からの許可が必要となっている。

ある特定目的を達成する以上に不要となった河川の流水を引き続き許可し続けることは、他に必要な水利使用の申請がなされた際に新たに許可を付与できないこととなり、望ましい水利秩序を乱すおそれがあることから、本要望については応じられない。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本市南部に整備された畑地かんがい施設は、耕作放棄地の増加により灌漑面積が減少傾向にあり、許可済みの水利権に余剰が発生している状況である。

その余剰分を当初目的の畑地かんがいのみならず、農畜産業全体の振興のために活用できるよう再度検討をされたい。

## 全国知事会からの意見

「目的外利用申請の簡素化」は、利水と治水の調整がしっかりと図られるよう制度設計を構築する必要がある。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

○ 河川法第23条に基づく流水の占有は、東京三田用水慣行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37)において、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」とされており、必要な限度以上の流水を引き続き占有することは認められない。

○ なお、要望にあるように畜産用水や工業用水等として使用したいのであれば、かんがい用水の水利権を減量し、目的に応じた新規の許可を取って頂きたい。

○ その場合は、かんがい用水の許可申請に使用した河川環境の調査や取水施設等のデータを活用することで、簡素な手続にできる場合もある。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	361	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	流水占用許可等の手続き及び流水占用料等の徴収の手続きに係る見直し				
提案団体	茨城県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

流水占用許可等に当たり、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を審査対象とし、占用の目的を安全・確実に実行させるため、都道府県が有する流水占用許可等の権限に関して、①河川法施行規則第11条第2項等に定める流水占用許可等の申請書類に、申請者の「法人登記簿」、「財務諸表」及び「流水占用料等を納付したことを証する書類」を追加していただきたい。  
②河川法施行令第18条の改正により、許可の附款(解除条件)として、流水占用料等の納付義務を課することができるようにしていただきたい。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【支障事例】**  
本県においては、河川法第32条第1項の規定に基づき、条例により、同法第23条等の流水占用許可等を受けた者に対して流水占用料等の納付義務を課しているところであるが、経営が健全でない法人等が未納のまま許可等の更新を行う例があり、占用目的が適切に実行されない懸念がある。  
(河川流水占用料等の収入未済額:平成25年度 29,927千円)

**【制度改正の必要性】**  
現行の占用許可に当たっては、治水・利水上の観点から許可基準を定めており、許可申請者が許可を受けた後、占用の目的を安全かつ確実に実行できるかという観点が欠けている。  
許可等を受けた者は、公共財産を排他的に使用し、営利を上げることになることから、河川が適正に利用され、公共の安全が保持されるよう、許可の審査に当たっては、治水・利水上の観点からの安全性のみならず、申請者の経営の健全性を確認する必要がある。

**【改正案】**  
①河川法施行規則第11条第2項第7号を第8号とし、第7号として次の条文を追加  
「七 法人登記簿、財務諸表及び流水占用料等を納付したことを証する書類」  
※現行の第7号「その他参考となるべき事項を記載した図書」で対応可能ではないかとの指摘については、同号は、治水・利水上の観点から許可を出すに当たって必要とされる書類を想定していることから、当該規定で対応するのではなく、明確化することを希望する。  
②河川法施行令第18条第2項第3号の次に、第4号として次の条文を追加  
「四 法第23条、第24条若しくは第25条の規定による河川管理者たる都道府県知事の許可を得た者が、都道府県知事から課された流水占用料等を納付しない場合は、都道府県知事は、当該許可を取り消し又は許可の更新をしないことができること。」

### 根拠法令等

・河川法施行規則第11条第2項  
・河川法施行令第18条第2項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

- ・占用許可等と流水占用料等の徴収は別個の処分であり、許可権者と徴収権者も異なるところであり、流水占用料等の未納を占用許可等の取消しや更新拒否の事由とすることはできない。
- ・流水占用料等の未納に対しては、河川法第74条の規定に基づいた強制徴収の手続きにより解決を図るべきものである。
- ・占用許可等の審査に当たっては、河川管理者は申請者の経営の健全性を確認するものではないため、本提案の条文を追加することはできない。
- ・以上のことから、占用許可等に係る申請書類を追加し、申請者に対して規制強化になるような本提案については応じられない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

未納占用料の削減を目的として提案したものであり、申請者への新たな規制を課すことなく実効性のある方法がとれるか検討していきたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	705	提案区分	A 権限移譲	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限移譲				
提案団体	鹿児島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

### 求める措置の具体的内容

不動産登記法及び国有財産法に基づき、都道府県は、国土交通省大臣所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについては、所有権保存登記の嘱託を行うこととされている。また、国有財産法に基づき都道府県は、国土交通省所管の国有財産のうち、準用河川の用に供されているものについて、隣接地との境界確定を行っている。これらの事務については、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、市町村へ権限移譲を行うべきである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【権限移譲の必要性】

- 1 国有財産法に基づく県の事務  
都道府県は、準用河川に隣接する土地所有者からの申請に基づき、県が準用河川の境界立会を行っている。
- 2 不動産登記法に基づく県の事務  
都道府県は、準用河川に供する国有財産について、所有権保存登記等の登記所への嘱託を行っている。
- 3 河川法に基づく市町村の事務  
市町村は、準用河川の機能の維持のため、準用河川の管理者として、準用河川の境界立会を行っている。市町村は、準用河川の機能の維持のため河川法に基づき管理を行っていることから、国有財産法等に基づく財産管理としての境界立会、登記嘱託等の事務も市町村が行うことが効率的である。  
1と2の事務は、特例条例による権限移譲が進んでいる現状があるため、法改正による市町村への権限移譲を行うべきである。

【当県における事務の実績】

- 1 国有財産法に基づく県の事務  
平成22年度から平成24年度：実績なし
- 2 不動産登記法に基づく県の事務  
平成23年度：16件、平成24年度：14件

【特例条例による市町村への移譲状況】

本県内：1、2ともに42市町村中、32市町村(76.2%)  
全国：国有財産法に基づく事務→31道府県、不動産登記法に基づく事務→22道府県

### 根拠法令等

河川法第100条、国有財産法第9条第3項、第31条の2、第31の3、第31条の4及び第31条の5、国有財産法施行令第6条第2項第1号ヲ、不動産登記法116条



・権限移譲の提案のあった事務は、国有財産法(昭和23年法律第73号)第9条第3項及び国有財産法施行令(昭和23年政令第246号)第6条第2項第1号ヲに基づき、準用河川の用に供する国有財産で国土交通省所管のものの取得、維持、保存、運用及び処分については都道府県知事が行うこととされ、当該事務は第一号法定受託事務に位置付けられている。

・都道府県は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2の規定に基づき、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができることから、現行の法令の規定により対応可能である(条例による事務処理特例)。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

準用河川の機能維持の事務は、河川法に基づき、河川管理者である市町村が行っている。

一方、準用河川の敷地は「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」(平成12年法律第87号)(以下「分権一括法」という。)により国有財産と市町村の公有財産とが混在する状況となっており、このうち、国有財産の部分については、国有財産法及び同法施行令に基づき、都道府県がその事務を行うこととされているため、準用河川敷地の財産管理者が都道府県と市町村の両方が存在する状況であり、地元住民にとって主体が分かりにくい状況にある。

このように、市町村は準用河川の財産管理者と河川管理者としての2つの側面を有していることや、河川管理者として都道府県よりも準用河川の状況をより把握していることから、市町村が準用河川の機能管理と併せて財産管理もすべて担うことが効率的である。

また、住民側からの境界立会等の要請の際、前述のとおり、主体が分かりにくいとの意見もあり、準用河川の財産管理と機能管理を市町村が一体的に行うことにより、住民の利便性の向上につながることから、権限移譲をすべきであると考えます。

## 全国知事会からの意見

提案団体の提案に沿って準用河川の用に供されている国土交通省所管の国有財産の登記嘱託及び境界決定事務の権限を市町村に移譲するべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

市への移譲については、手挙げ方式による移譲を求める。

なお、移譲する場合には、都道府県がこれまでに行ってきた境界立会の記録及び所有権保存登記等の資料等をすべて市へ引き継ぐこと。ただし、それらが電子化されているものであれば、市の既存システムに流用ができるかを確認し、できない場合は新しい管理システムの導入について協議・検討すること。

- 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17の2に規定する「条例による事務処理の特例制度」を活用することにより対応可能であるとの第1次回答に対し、現在事務を行っている提案団体及び全国知事会からの意見では、制度改正による市町村への移譲を求める一方で、移譲の対象となる全国市長会からは、市への移譲については手挙げ方式による移譲とするよう求められている。
- 「条例による事務処理の特例制度」は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を柔軟に市町村に配分することを可能とするもので、地域の主体的な判断に基づき、市町村の規模能力等に応じた事務配分を定めることを可能とする制度である。
- したがって、本提案については、全国市長会からの意見(手挙げ方式による移譲(個々の地方公共団体の発意に応じた選択的な移譲))も踏まえれば、都道府県と市町村の合意の上で進めることが適当と考えられることから、「条例による事務処理の特例制度」の活用により対応することが適当であるとする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	51	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

第1次一括法の適用により、道路構造基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】  
都道府県道と指定区間外国道の同一管理者が2つの構造基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。

### 根拠法令等

道路法  
第30条第3項

1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。
2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。
3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があるとあり、道路構造基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。

その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

御提案のあった道路構造基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示した回答のとおり、対応することはできない。

なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	52	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

第1次一括法の適用により、道路標識設置基準の一部を地域において定められることとなったが、この基準は都道府県道又は市町村道のみ適用されるもので、都道府県が管理する指定区間外の国道には適用されない。道路管理者の一体的な道路管理促進の観点からも、都道府県が管理する指定区間外の国道についても適用すべき。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】  
都道府県道と指定区間外国道の同一路管理者が2つの設置基準を使用することは、業務の煩雑化を招くとともに、地域の責任の判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実状に応じた道路整備、管理の支障となる。

### 根拠法令等

道路法  
第45条第2項

1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。
2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。
3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要があるとあり、道路標識基準についても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等を図る観点から、直轄国道の権限移譲について国と地方との個別協議が進められている。

その際には、本提案の主旨である、地方の責任と判断による、より魅力ある道路空間の形成や地域の実情に応じた道路整備、管理につながるようお願いしたい。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

御提案のあった道路標識設置基準の条例委任適用範囲の拡大については、前回お示した回答のとおり、対応することはできない。

なお、直轄道路の権限移譲については、昨年12月に閣議決定した「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」に沿って、国と地方公共団体が協議を行い、協議が整ったものについて移譲を進めており、移譲後においては、住民に身近な地方公共団体において、地域の実情を反映した効果的な管理・活用等が図られるものと認識している。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	302	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	道路法(道路の構造の技術基準、道路標識の基準)の条例委任				
提案団体	福島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

道路の構造の技術基準及び道路標識の基準について、条例を制定したところであるが、条例委任については、県道及び市町村道のみ適用されるものであり、県が管理する指定区間外の国道については適用されないこととなっている。道路管理者の一体的な管理の観点から県が管理する国道についても適用できるようにすべきである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現状と支障事例】

- ・道路管理者が、道路構造と標識設置に係る基準について、国道と県道の管理に2つの基準を使用している現状にあり、業務の煩雑化を招くとともに、地域の実情に応じた道路整備及び管理の支障となっている。
- ・具体的には、指定区間外国道において、整備済み区間と新たに整備する区間で幅員が異なってしまう事例が生じ、地域の実情に応じた車道(路肩)及び歩道に係る幅員設定ができない。また、管理する指定区間外国道の道路標識においても、県道の様に地域の実情に応じた文字設定ができないこととなっている。

#### 【課題解決のための施策等】

- ・国道の構造の技術基準を県が管理する指定区間外国道についても委任を求める。
  - ・法令の規定としては道路構造基準第30条1項で国道と表記されていること及び2項に指定区間外国道に関する表記がないことが支障となっている。このため、道路法第30条第1項の「国道」を「直轄国道」とし、第2項の「都道府県道及び市町村道」に「指定区間外国道」を追記していただきたい。
  - ・委任された場合の構造の技術基準については県が定めた条例の内容と同様としたい。(参考資料として「資料1」を添付。)
- なお、道路標識については、設計速度に応じて設定されている文字の大きさについて、県条例によって、1.0～1.5倍の範囲内で自由に設定できることとした。(参考資料として「資料2」を添付。)

#### 【その他】

同一構造規格の場合に交差部分で、直轄国道と指定区間外国道の構造が異なることが懸念されるが、現時点では、このような事例がないため対応策は検討していない。

### 根拠法令等

道路法第30条第1項及び第2項、道路標識、区画線及び道路標識に関する命令

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

1. 道路法第5条第1項に規定されているように、一般国道は、高速自動車国道と併せて全国的な幹線道路網を構成し、国土を縦断、横断又は循環して、都道府県庁所在地や政治、経済、文化上特に重要な都市を連絡する道路等と位置付けられている。また、一般国道は、個別の路線が政令で指定されているところであり、国が責務を有する営造物である。
2. 指定区間外国道は、体制上の限界等を理由として、地方公共団体にその維持、修繕、災害復旧その他の管理を委ねているところであるが、本来的には国が責務を有するものである。
3. このため、指定区間内国道と一体となって、一般国道の機能を発揮する必要がある。道路構造基準及び道路標識基準のいずれについても、指定区間内国道と指定区間外国道は統一的な基準によるべきであり、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

(意見無し)

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で納得いただいたものと考えている。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	647	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金の採択要件の緩和 (港湾改修事業のうち維持補修を対象としたもの(港湾施設改良費統合補助事業))				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

港湾改修事業のうち小規模なものは採択要件が事業費2億円以上5億円未満となっているため、採択要件下限額を1億円に引き下げる。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

社会資本整備総合交付金(港湾改修事業のうち維持補修を対象とする港湾施設改良費統合補助事業)の採択要件は事業費で2億円以上5億円未満となっており、1港で採択要件に満たない場合は、他港の補修事業と合併するなど採択要件に合致するよう調整する必要があり、補修箇所が点在しないような調整に苦慮している。

例えば1港の1施設が要補修となっても、他施設や周辺港湾との合併で1件2億円以上とならなければ採択不可となるため、車止めや防舷材の欠損など、安全対策上早期の補修が必要でも対応できず、港湾利用者の安全性確保が出来ないことから、利用制限等の支障が生じている。現在、採択要件に合致しない施設の補修は県単独費での対応となるが、予算不足により必要最小限の部分的な補修のみで十分な対応が出来ないのが実情である。

#### 【制度改正の必要性】

本県管理港湾は重要港湾4港、地方港湾77港で、港湾施設約3,300施設を有しており、今後増加する港湾施設の維持・補修事業を計画的に行うためには県単独費用のみでの対応が困難なため、今後も統合補助事業の活用が不可欠であり、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)によって効率的な港湾施設の維持補修が可能となるものと考えている。

なお、道路事業の採択要件は下限額設定なし、当該事業の市町村管理港湾の採択要件が9千万円以上となっていることから、県管理港湾の下限額を1億円程度とすることが妥当と考えている。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
□-2港湾事業  
□-2-(1)港湾改修事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行ってきたところです。

以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。

今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、事業の見直しに当たっては、地方公共団体の意見を十分に踏まえたものとなるようお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、市町村の採択要件下限額についても併せて引下げを望む。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

第1次回答のとおり。

今後とも、港湾施設の老朽化対策の推進にあたっては、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	79	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金事業における交付金間の流用について				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現在、交付金事業は社会資本整備総合交付金と防災・安全交付金の2本立てになっているが、従来、一つの交付金事業で自由に利活用できていたものが事業間での利用が出来ないケースが生じるなど自由度が低下し、使い勝手の良さが評価されていた交付金制度の魅力が低下しているため、社会資本整備に必要な事業間での交付金の融通が可能となるよう、見直しを行い、交付金事業の魅力の向上、両交付金の相乗効果を発揮できる制度とする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【地域の実情】  
松山市の下水道人口普及率は59.9%(H24末)であり、全国平均76.3%(H24末)と比較しても16%以上低い数字となっている。また、松山市は南海トラフ地震防災対策推進地域にも指定されていることや耐用年数を迎えている施設があるため、耐震化・長寿命化も喫緊の課題となっている。

【国の方向性】  
国においては汚水処理施設の整備を今後10年間で概ね完成することを目標に掲げており、松山市では、早急な未普及改善事業の進捗が必要となっている。

【懸念の解消策】  
しかしながら、下水道財政の硬直化を防ぐため、建設投資規模の拡大は見込めない状況であり、可能な建設投資規模の中で必要な事業を効率的に進めていくよう、五箇年計画を策定し、計画的に事業を進めているところであるが、防災・安全交付金に含まれる浄化センターなどの施設の長寿命化や耐震化は事業規模が大きく、大幅な内示額の減少に対して対応できない。従前は、未普及改善事業で調整していたが、防災・安全交付金が創設されたことにより、施設の長寿命化・耐震化と未普及改善事業間の調整が出来なくなったため苦慮している。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
社会資本整備総合交付金の計画別流用について(平成23年3月31日改正)  
国土交通省説明資料(HP)  
「社会資本整備総合交付金制度等の関係」

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

○ 一方で、これまでも交付申請様式の共通化などの運用改善に努めてきたところであり、今後とも、地方公共団体の意見を伺いながら、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本提案は、柔軟な交付金間の利活用が行なわれることにより、早期発注や繰越金の減少につながり、円滑な事業執行が行なわれるものである。

また、当然のことながら、インフラ長寿命化計画や老朽化対策については、計画に基づき、適切に進行管理を進めていくため、流用することで元の事業進行に影響を与えるとは考えていない。

こうしたことから、流用可能とすることは、防災・安全交付金の制度創設趣旨から逸脱するとまでは言えず、本提案のとおり、よりいっそう使い勝手がよくなる制度に改善することを望んでいる。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 防災・安全交付金は地域における老朽化対策、事前防災・減災対策等の取組を集中的に支援するために創設された制度であり、各方面からインフラ長寿命化計画策定の促進や老朽化対策への重点的な支援が求められている中、社会資本整備総合交付金と費目を分けて、予算を確保しているところです。昨今においても、集中豪雨等の気候変動により大規模化・激甚化した水害・土砂災害等が発生しており、早期発注や繰越金の減少を防止する等の理由により、他の目的に自由に流用可能とすることは、同交付金の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

○ 同一交付金の中での事業間流用等ができる仕組みとしており、円滑な事業執行にあたっては、これらの仕組みを有効活用していただきたいと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	87-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

#### 地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和

1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。
2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。
3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 要約版

##### 【制度改正の経緯】

近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。

##### 【支障事例】

本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。

一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。

また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。

##### 【懸念の解消策】

そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。

このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。

さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったリフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

附属第2編

イ-12-(1)、イ-12-(11)

都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。

ただし、都市の低炭素化の促進に関する法律、中心市街地の活性化に関する法律に基づく計画に位置づけられているなど、政策的意義の高い都市公園については限定的に、事業費等の交付対象事業の要件を満たした上で、面積2ha未満の小規模な都市公園の整備を支援することとしている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

先の第2次一括法で委任された「市民1人当たりの都市公園の敷地面積の標準」について、松山市では国の指針等を参酌し、整備目標として「10㎡以上」としているが、実際には、約7.0㎡にとどまり、全国平均の9.75㎡と比べても整備が大変遅れている状況である。

本市では、H8年度からH15年度の第6次都市公園等整備7箇年計画の期間には、1人当たり公園面積が1.28㎡に拡大したが、H16年度に市町合併により0.8㎡追加されて以降、H17年度から現在までは、わずかに0.1㎡の増加に留まっている。

また、住民を対象とするタウンミーティングの中でも、身近に遊べる公園づくりへの要望が多く寄せられているが、防災面や安心安全な生活環境の向上のために整備が求められる中心市街地や周辺住宅地では、まとまった公園用地が少ない現状に加え、厳しい財政状況などから、交付対象事業の面積要件である地区公園並みの「2ha以上」の用地を確保することは非常に困難な状況である。

一方、中活計画で位置づけられた区域内では、面積要件が500㎡に緩和されるなど手厚く支援されているが、その周辺に存する住宅地域では適用できないことや、低炭素まちづくり公園では、対象事業要件が緑化率80%とされており、本市が求める遊具やキャッチボールができる広場のある公園づくりには適さないものとする。

都市公園事業について、地方分権に伴う補助金改革が行われたことは重々承知しているが、本市のように依然として整備水準に満たない自治体が都市公園の整備を進めるには、都市公園事業の交付対象事業要件を街区公園程度(0.25ha)に緩和することが必要と考える。

## 全国知事会からの意見

—

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

## 各府省からの第2次回答

都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	87-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

#### 地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和

1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。
2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。
3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 要約版

##### 【制度改正の経緯】

近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。

##### 【支障事例】

本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。

一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。

また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。

##### 【懸念の解消策】

そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。

このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。

さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったりフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

附属第2編

イ-12-(1)、イ-12-(11)

帰宅支援場所の機能を有する公園緑地は「災害発生時において、主として都心部から郊外部への帰宅者の支援場所としての機能を発揮する公園緑地」(社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編)であり、この機能を発揮するために必要な災害応急対策施設等を支援の対象としているところである。なお、交付の対象とはならないが、帰宅支援場所の機能を有する公園緑地において遊戯施設を整備することは可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

災害発生時に、帰宅者の支援場所としての機能を発揮する施設としては、テントを張りやすい防災パーゴラ、煮炊きのできるかまどスツール、防災器具を収納できる防災ベンチなどといった災害時利用を想定した施設であると理解しているが、近年、複合遊具に災害時には「仮設避難施設」としてテントが張れる機能を設け、子ども達のための、遊具としての楽しさを損なうことなく、災害時には、テントとして機能する複合遊具が市販され、他市の防災公園には設置している事例もある。

そこで、防災公園においては、一般化されている防災遊具についても防災機能を有する施設として、本交付対象事業に含めていただくよう要望する。

## 全国知事会からの意見

—

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

帰宅支援場所の機能を有する公園緑地については、大都市部における帰宅困難者の安全な避難経路を確保するための、都心部から郊外部への避難経路の沿道における帰宅困難者のための休憩、情報提供等の場所となることを想定していることから、交付対象施設を休憩所やベンチ、災害応急対策施設などに限定しており、遊戯施設はその対象には含まれず、対応は困難。

なお、ご提示の防災遊具の詳細は不明であるが、一般的には災害応急対策施設として公園計画に位置づけられている施設であれば、遊戯施設としての機能を兼ねることを妨げるものではなく、社会資本整備総合交付金等の交付対象施設となる。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	87-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	都市公園等の整備に係る交付対象事業要件の緩和				
提案団体	松山市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

#### 地域の実情に合った交付対象事業要件の緩和

1. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象面積要件を「2ha以上」から、街区公園程度(0.25ha)の面積に緩和。
2. イ-12-(1)都市公園事業の交付対象事業のうち帰宅支援場所の機能を有する公園緑地について、対象となる施設に遊戯施設を追加することに緩和。
3. イ-12-(11)市民緑地等整備事業の借地公園の整備において、要件③で定められる“(平成23年度までに着手された事業に限る。)”を恒久措置化、若しくは、期間延長することに緩和。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 要約版

##### 【制度改正の経緯】

近年のゲーム機やスマホ・携帯電話の普及は社会現象になっており、多くの大人たちは子どもたちが外遊びをしなくなったと懸念していることから、市民に最も身近に利用できる公園である街区公園は、「ボール遊びのできる公園」や「健康遊具の設置」など地域ニーズに即した効率的で効果的な対応が求められている。

##### 【支障事例】

本市では、「市民1人当たりの公園面積10㎡以上」を目標にしているが現在約7.0㎡であり、他の中核市に比較しても少ない状況であるが、整備が求められる中心市街地及び周辺住宅地では、要件となっている2ha以上の用地確保が困難なことから、新規整備が停滞している。

一方、要件緩和されている「防災公園」においても「5)帰宅支援場所の機能を有する公園緑地」は、交付対象事業に「遊戯施設」が含まれていない。

また、用地購入する場合と比べ経費を節減できる借地公園についても、平成23年度までに着手された事業に限られ、新規公園整備の推進に支障となっている。

##### 【懸念の解消策】

そこで、面積要件が街区公園程度(0.25ha)に緩和されること、及び、防災公園であっても防災機能を備えた遊戯施設を設置すること、また、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長されることは、地域住民に身近な公園整備が一層推進できる環境となる。

このことは、民間開発事業者が設置すべき公園・緑地を緩和でき、民間事業の促進につながる。

さらに、都市公園事業で街区公園の改築が可能となることで、策定した長寿命化計画に沿ったりフレッシュが可能となり、健全な公共施設管理につながる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱

附属第2編

イ-12-(1)、イ-12-(11)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

借地公園における施設整備については、交付対象事業の要件や処分制限期間等の条件を満たす場合、社会資本整備総合交付金の都市公園事業を活用することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第2編 イ-12-(11)の2. 交付対象事業の要件の③では、「平成23年度までに着手された事業に限る。」と時限化されているので、地方公共団体が借地公園で行う施設整備は、現行では不可と考え、借地公園整備の期間を恒久措置化、若しくは、期間延長の要件緩和を提案する。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

イ-12-(1)都市公園事業において、借地公園である都市公園の施設整備は交付対象事業として認められている。なお、イ-12-(11)市民緑地等整備事業における借地公園の整備は、緑地が不足する地域において都市公園の整備を一層効率的に推進するため時限的に措置されていたが、平成24年度において、都市公園事業に実績を踏まえた統合を行ったものである。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	287	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	老朽化する都市公園の管理に対応した長寿命化対象事業の要件緩和				
提案団体	埼玉県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図ること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【現状】

高度成長期以降に整備された県内の多くの都市公園では、年々、施設の老朽化が進展している。

(本県内の都市公園は、平成25年3月31日現在で、4,892箇所が開設されている。)

このため、本県では、公園施設の劣化や損傷を適切に把握した上で、公園施設の維持保全、撤去・更新等に係る費用が最小となるよう「公園施設長寿命化計画」を策定し、「公園施設長寿命化対策支援事業」を活用しながら、公園施設の計画的な維持管理・更新に取り組んでいる。

#### 【制度改正の必要性等】

しかし、「公園施設長寿命化対策支援事業」は市町によって、面積要件などの交付対象事業の要件を満たさない施設があり、近隣住民が日常的に使用している施設でありながら、計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況にあり、利用者の安全確保に懸念がある。(そのため、市町からも本県に当該事業の要件を緩和できないか相談が寄せられているところである。)

そのため、社会資本整備総合交付金交付要綱を改め、「公園施設長寿命化対策支援事業」について、面積(2ha以上)や総事業費(1,500万円以上)などの交付対象事業の要件の緩和を図るべきである。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金 交付要綱附属第2編 イ-12-(7)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、国は、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園について社会資本整備交付金等により支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされており、対応は困難である。なお、この財源については、既に地方債及び地方交付税措置の対象となっている。合わせて、「計画的な維持管理・更新を行うことが困難な状況」にある理由が示されておらず、対応が困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

維持管理・更新に要する費用については、今後さらに増加すると見込まれているため、維持管理・更新に係る交付要件を緩和し、必要な支援措置を講じていただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

都市公園事業においては、地方分権に伴う補助金改革の中で、国と地方の役割分担として、原則面積2ha以上の規模の大きな都市公園については国が支援し、面積2ha未満の小規模な都市公園については、地方が自らの財源で整備することとされ、その財源は地方債及び地方交付税措置の対象となっているところ、ご要望にお応えすることは困難。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	337	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金における補助要件の緩和				
提案団体	尼崎市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

・防災・安全交付金における補助要件の緩和  
平成24年度補正予算において防災・安全交付金が創設され、個別事業分野にとらわれずに地方自らが計画するインフラの老朽化対策や、事前防災・減災対策や、生活空間の安全確保のための整備が可能となっている。しかしながら同交付金についても、従前からある社会資本整備総合交付金と同様、従来の補助要件に該当する事業を基幹事業として位置づけ、関連事業や効果促進事業の実施が可能という制度となっている。  
このため、地域の安全防災の確保に必要な不可欠な事業であっても、基幹事業に該当する事業が無い場合は交付金事業として実施することができない状況にあるため、補助要件における「基幹事業の必置」という条件を緩和し、従来の補助要件にとらわれずに活用可能な交付金となるよう、要件の緩和をお願いする。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

本市は大阪平野の西部にあり、丘一つない平坦な土地で、市域の約30%にあたる地域が平均満潮位以下の低地盤のため、南部臨海地域における雨水排水には、専用の排水ポンプ(抽水場)を活用しなければ海域へ排水ができない状況にある。また、市内には総延長約209kmに渡る水路が縦横に走り、雨水排水において重要な役割を担っているが老朽化が進み、また、地震・津波への対策も十分ではない。  
上記施設は、本市特有の性質によるところが大きいため、今までの全国画一的な補助事業には馴染まず、単独事業として整備更新を実施してきたところである。  
一方国におかれては、平成24年度補正予算において地域の主体性を尊重した「防災・安全交付金」制度を創設していただいたところである。しかしながら、社会資本整備総合交付金要綱第6において、「基幹事業のうちいずれか一以上を含むものとする。」と定められているため、防災安全面において重きをなす施設である抽水場や水路の老朽化・地震津波対策について、防災・安全交付金を活用することができない状態である。こうした実態を踏まえ、地方が臨む防災・安全対策へ活用できる交付金制度となるよう、交付要綱における要件の緩和を求めるものである。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
第6 交付対象事業

○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その趣旨に沿い、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金において、国費をもって支援すべき事業を基幹事業と位置づけた上で、併せて地方の創意工夫を生かした取組を支援するため、基幹事業と一体となってその効果を高めるために必要な事業を効果促進事業として位置づけております。このことから、「基幹事業の必置」という条件を緩和することは、国費の充当の理由を損ねることとなり、適当でないと考えております。

○ 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在の社会資本整備総合交付金は地域の自主性を高めることを謳ってはいるものの、同交付金における基幹事業は全国画一的な補助制度であった従来の補助採択条件がそのまま使われており、地域の自主性を反映できる要件となっていない。基幹事業の必置の緩和が不可能なのであれば、従来の補助要件となら変わらない基幹事業に、地域の実情に応じた条件の設定をすべきである。

## 全国知事会からの意見

—

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

- ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
- ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
- ・小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
- ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

- そのため、補助採択条件の引下げは、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。
- 今後とも、平均満潮位以下の地域の問題も含め、地方公共団体の意見を伺いながら、基幹事業のメニューの見直しや既存制度の有効活用へのアドバイスなど、使い勝手の良い制度となるよう努めてまいります。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	583-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。

一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。

このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**  
社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。

一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。

については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

**【支障事例】**

①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業  
特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)

また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。

②準用河川改修事業  
当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)



## 【総論】

○ 国庫補助負担金については、三位一体の改革において、地方の自主性を高め、国の関与を重点化する観点から改革が行われてきたところです。その中で、事業規模要件に関しては、公共事業の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを行われてきたところです。

○ 以上の経緯に鑑みれば、一般的に事業規模要件を設定することは、「国の関与の重点化」の観点から必要であると考えております。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこから当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。

・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えます。

・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

## 全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記載されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	583-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。

一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。

このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**  
社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。

一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。

については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

**【支障事例】**

①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業  
特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)

また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。

②準用河川改修事業  
当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロ一3(13)、(15)、ロ一8(1)

## 【支障事例について】

## ①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこから当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。

・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えます。

・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

## 全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	583-3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金交付要綱の要件緩和				
提案団体	山形県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

平成22年度の社会資本整備総合交付金の創設に伴い、地方公共団体はより地域の実態に即した柔軟な事業実施が可能になった。

一方で、河川事業などの一部事業においては、従前の補助要綱に定める金額要件が、現行の交付要綱にそのまま移行されたため、交付金充当を希望する事業箇所について、依然採択を受けることが出来ず、地域が真に望む事業実施が困難な状況にある。

このため、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

**【制度改正の必要性】**  
社会資本整備総合交付金の創設に伴い、道路事業等については、申請にあたっての金額要件が撤廃されたことにより、従前の補助金では実施できなかった事業の実施が可能となり、地域の実情に即した柔軟な事業実施が可能となった。

一方で、以下の事業においては、従前の補助要綱に規定されていた申請にあたっての金額要件がそのまま踏襲され、依然として事業の採択を受けることができないなど、地域の実情に即した柔軟な事業実施が困難な現状にある。

については、交付金の創設目的に照らし、従前の補助要綱に定める金額要件が依然として残る事業についても、他事業と同様、当該要件を撤廃するなど地域の実情に沿った柔軟な運用を要望するものである。

**【支障事例】**

①特定構造物改築事業及び堰堤改良事業  
特定構造物改築事業においては、県が管理する施設の大部分が交付要綱の定める補助要件(総事業費4億円以上等)を満たしていない現状にある。(496の県施設のうち492施設(約99%)が特定構造物改築事業の対象外となっている。)

また、堰堤改良事業についても、県管理ダム12施設のうち10施設(83.3%)が補助の対象外であり、これらについては県単独事業で長寿命化等の対策を実施しているものの、今後ますます更新費用が増大することが見込まれるなかで、適切な時期での事業実施が困難となることが想定される。

②準用河川改修事業  
当該事業についても、本県の実態上、交付金の採択要件(総事業費4億円以上等)に満たない小規模な改修事業が大部分を占めていることから、予算の確保等に苦慮している。(市町村が交付金による事業実施を要望する4事業すべてが補助の対象外となっている。)

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 イー3(13)、(15)、イー8(1)、ロー3(13)、(15)、ロー8(1)

## 【支障事例について】

## ②準用河川改修事業

準用河川改修事業に係る採択基準については、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・当該提案については、本県をはじめとする複数の団体から、具体的な支障事例とともに、地域の実情に沿った対応を要望されている事項であり、そこから当該事業費要件が地域の実態に即していないことが推察される。

・なお、社会資本整備総合交付金は、個別補助金と異なり、地域が抱える課題を解決するための施策を総合的に支援するものであり、事業規模による要件を設けることは、交付金の趣旨や目的からも、見直しが必要であると考えられる。

・なお、今回の提案は、交付金予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、各地方公共団体の裁量で、必要とする小規模な河川改修や管理施設の長寿命化対策等を実施できるよう、交付対象の事業規模要件の撤廃を提案するものであり、地域の実情を踏まえた柔軟な運用を要望する。

## 全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの

簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	649	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

大規模河川管理施設機能確保事業による交付対象事業は50億円以上となっているため、採択要件を緩和する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

県内の二級河川は210水系341河川あり、整備後50年以上を経過し老朽化が進行している河川も多く改築が必要となっている。しかしながら、現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である大規模河川管理施設機能確保事業の採択要件は、全体計画50億円以上となっているため、県が管理する小規模な河川では対象とならないことが多い状況である。

#### 【制度改正の必要性】

治水上の安全確保や適正な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
□-3河川事業  
□-3-(12)大規模河川管理施設機能確保事業

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

事業費50億円未満の河川管理施設については、特定構造物改築事業の交付要件を満たす場合、当該事業において改築が可能。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。

河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	737-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例・必要性】

##### 1)高潮対策事業

本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。

具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

##### 2)特定構造物改築事業

本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。

具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

1) 高潮対策事業

本事業は、過去より順次採択要件の引き上げを行ってきており、現在の採択要件になっている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県の高潮対策事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本総合整備計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。

○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

- ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
- ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
- ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
- ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところです。

○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	737-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金事業の交付要件の緩和				
提案団体	香川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金(高潮対策事業、特定構造物改築事業)については、交付対象として一定の事業規模が求められるなど、必ずしも地方の実態を反映したものとなっていないことから、総事業費等の要件を緩和し、地方の自由度を高める必要がある。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例・必要性】

##### 1) 高潮対策事業

本県では、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムを策定し、関係市町とも連携して計画的に防護施設の整備を実施しているところであるが、「高潮対策事業」の事業費要件は都道府県・市町ともに総事業費が1億円以上(離島等は5千万円以上)と同じ条件となっており、整備規模の小さい市町事業が交付対象とならないため進捗が遅れ、県事業と市町事業の一体的な効果発現に影響が生じている。

具体的には、津波・高潮対策整備推進アクションプログラムに位置づけ整備する市町の28港湾のうち、現行の事業費要件を満たすのは2港湾のみであり、早急に防災対策を推進するため、一定の計画に位置づけられた事業については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

##### 2) 特定構造物改築事業

本県では、水門等の河川管理施設について長寿命化修繕計画を策定し、計画的に延命化対策を実施しているところであるが、「特定構造物改築事業」の交付要件は合計事業費が4億円以上とされており、事業規模は小さいが優先度の高い施設が数多くあるにもかかわらず、交付金が活用できないため、今後の計画的な長寿命化対策に支障をきたす恐れがある。

具体的には県が管理する水門等の河川管理施設97基のうち、現行の事業費要件を満たすのは15基のみであり、長寿命化計画に基づき着実に対策を実施し施設管理していくため、一定の計画に位置づけられた施設については、総事業費に係る事業費要件を廃止する必要がある。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 高潮対策事業、特定構造物改築事業

## 2) 特定構造物改築事業

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県の特定構造物改築事業については、事業規模は小さいが、地域が抱える重大かつ喫緊の課題であり、社会資本総合整備計画における要素事業毎の事業費要件ではなく、計画全体で発現する効果を主眼とした採択要件としていただきたい。

## 全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

○ 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金は、各個別補助金を統合化し、交付金化する中で、社会資本整備計画全体での効果の発現が図れるよう、計画全体を評価し計画単位で配分を行う仕組みを採用しているほか、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ これは、三位一体の改革において、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたものです。

○ 一方、上記方針にあるとおり、投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、地方の自主性を高めることと併せて、各分野において、国の関与の重点化や採

採基準の引上げ等を行ってきたところです。

○ 上記の三位一体の改革の趣旨に鑑み、本事業も含め、個別事業の採択要件ごとに採択基準の引上げを行ってきたことから、補助採択条件の引下げは、その趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	122	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	河川管理施設長寿命化対策(特定構造物改築事業)の制度拡充について				
提案団体	石川県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が4億円未満の河川管理施設についても、交付対象とする

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の経緯】

社会資本整備総合交付金の特定構造物改築事業については、地方公共団体が実施する水門、ポンプ設備等の河川管理施設の長寿命化対策工事に対して交付する事業であり、その交付対象は、今後40年間に必要となる延命化措置及び改築の合計事業費が概ね4億円以上の施設とされている。

しかしながら、長寿命化対策の重要度、優先度は、事業費の多寡で決めるべきではなく、施設の老朽度合い、施設の動作不良による周辺の人家・資産等への影響も勘案するなど、地域の実情に応じて決めるべきものである。

#### 【支障事例】

石川県には、県管理の堰や水門などの河川管理施設21施設あるが、交付金の対象となるのは5施設のみであり、交付金を活用できないため対策が遅れているその他の16施設においては、今後の河川管理施設の老朽化が進行することとなる。

さらに、長寿命化対策を実施できない16施設のうち、今後20年間で、約6割の施設が建設後40年のライフサイクルタイムを超える施設となり、老朽化が更に進行することとなる。

これら老朽化の影響により、洪水時等の緊急時に動作不良等が生じ、施設機能を発揮できずに、浸水被害が発生する恐れがある。

#### 【懸念の解消策】

こうしたことから、事業の多寡にかかわらず地域の実情に応じ、自治体において効果的・効率的に河川管理施設の長寿命化対策を進めていけるよう、交付対象の事業費要件をなくすことが必要である。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編  
「特定構造物改築事業」



特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

特定構造物改築事業については、これまでも、長寿命化計画策定・変更に対する事業費要件を撤廃するなど、制度拡充を図っていただいたが、総事業費が4億円未満の施設の長寿命化対策実施については制度拡充の対象になっておらず、今後は更に、これらの施設の老朽化が進行し、洪水時には動作不良による浸水被害の発生が懸念されている。

今回の提案は、予算の増額が目的ではなく、交付金の予算配分内において、事業費の多寡にかかわらず、各地方公共団体の裁量で、周辺の人家・資産等への影響も勘案し、優先順位をつけて、必要とする河川管理施設の長寿命化対策を実施できるよう、特定構造物改築事業の交付対象の事業費要件の撤廃を提案するものである。

## 全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

## 各府省からの第2次回答

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

- ・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、
- ・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、
- ・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、
- ・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	650	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	特定構造物改築事業による、管理施設の更新・点検業務の交付金対象事業の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

特定構造物改築事業による交付対象事業は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、改築の費用が合計約4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である特定構造物改築事業の交付対象は、長寿命化計画の策定、延命化に必要な措置、及び改築に要する費用合計が約4億円以上となっているが、県が管理する施設については小規模なものが多く、対象とならない施設が多い状況である。

#### 【制度改正の必要性】

計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
□-3河川事業  
□-3-(13)特定構造物改築事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

特定構造物改築事業は、今後、増大する河川管理施設の更新事業費に対して、ライフサイクルコストの最小化を図るため、長寿命化計画の策定、延命化措置及び改築を一体的に実施する事業であり、規模の大きい事業に限定し、重点的に整備を進めているところ。

本事業は、平成7年度に制度創設され、当初の採択要件等は、事業費3億円以上、国庫補助率1/3であったが、その後、事業費概ね4億円以上、国庫補助率1/2とする制度拡充を行ってきたところ。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更については、事業費要件を撤廃するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

維持管理に関する費用については、国庫補助負担金改革等において、既に見直しが行われている。

河川管理施設の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	652	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	堰堤改良事業による交付対象事業の緩和				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

堰堤改良事業による交付対象事業は、総事業費が概ね4億円以上となっているため、採択要件を緩和する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

現在、社会資本整備総合交付金の対象事業である堰堤改良事業の交付対象は、総事業費が概ね4億円以上となっているが、長崎県が管理する35ダムについてはそのほとんどが小規模であり、対象とならないダムが多い状況である。

#### 【制度改正の必要性】

計画的な維持管理を行うには、社会資本整備交付金のさらなる柔軟化が必要であり、予算の増を目的とするものではなく、現在の予算の範囲内で、地方公共団体の裁量において優先順位をつけて事業を実施できるよう、採択要件の緩和(下限額の引き下げ)を提案する。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱  
□-3河川事業  
□-3-(15)堰堤改良事業

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならないことから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	721	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	「防災・安全交付金」の要件を緩和				
提案団体	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

地域の判断により、「小規模な河川管理施設の機能向上」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P345の「2. 交付対象事業」中の「広域河川改修事業(ロ-3-(1))に該当する事業であって、」を削除。  
財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要性に迫られているが、現時点では、その交付対象事業として「広域河川改修事業に該当する」との制約が付されている。この「交付対象事業」から「広域河川改修事業」を削除する「規制緩和」が行われることにより、都道府県が多く所管する小規模な河川管理施設への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。(徳島県においては、県管理河川497河川中、広域河川改修事業は8河川なので、全体の約2%にしか適用できない。)

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 施設機能向上事業(ロ-3-(2))

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

広域河川改修事業は、一定規模以上の事業において限定し、重点的に整備を進めることにより、効率的かつ効果的な整備を図ることを目的としている。

平成26年度に新規制度として創設した施設機能向上事業は、広域河川改修事業のうち既存の河川管理施設の機能向上を図るために行うものを切り出し、重点的に整備を進めることを目的として創設している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「施設機能向上事業」を新設したことについては、評価している。

しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で局地的に発生している状況に鑑みると、小規模な河川管理施設の機能向上についても地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。

再度、拡充に向け御一考いただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	722	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	「防災・安全交付金」の要件を緩和				
提案団体	徳島県・大阪府・鳥取県・兵庫県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

地域の判断により、「既存ダムの小規模な延命化工事」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する(予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P360の「3. 交付対象事業の要件 (2)堰堤改良事業」中の「①(a) 総事業費が概ね4億円以上…」を「…1.5億円以上」に規制緩和。  
財政制度等審議会 財政制度分科会(H26/4/4)において「社会資本の整備水準の向上や今後の人口減少を踏まえると、今後の新規投資は、国際競争力強化や防災対策などに厳選していくことが必要。むしろ、既存ストックの適切な維持管理や人口減少を見据えた更新投資が課題ではないか。」との課題提起がなされたところ。また、国家として「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、都道府県においても「インフラ長寿命化計画」、「公共施設等総合管理計画」を策定する等、河川管理施設の機能向上に公共事業の方向を転換する必要に迫られているが、現時点では、その交付対象要件として「…4億円以上…」との制約が付されている。この「交付対象事業の要件」を「…1.5億円以上」と「規制緩和」が行われることにより、都道府県が所管する既存ダムの小規模な延命化対策への適用が可能となり、コストを平準化しつつ、地域住民への安全・安心を確保することができる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 堰堤改良事業(ロ-3-(15))

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

堰堤改良事業は、都道府県が管理しているダムにおいて、その効用の継続的な発現のため、ダムの機能の回復又は向上を図ることを目的に、ダム本体、放流施設、貯水池等の大規模かつ緊急性の高い改良を行うものである。

また、平成24年度補正予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。

しかしながら、豪雨による浸水害等が各地で発生している状況に鑑みると、ダムの適切な維持管理の重要性は規模の大小に関わらず一層増しており、地域住民の安全・安心の確保に不可欠である。

再度、拡充について御検討いただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

○ 三位一体の改革は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」(平成15年6月27日閣議決定)に記されるとおり、国庫補助負担金の廃止・縮減を推進するとともに、地方の自主性を高める観点から交付金化等の改革を進めるとの方針に則り行われてきたところです。

○ 投資的経費に対する国庫補助負担金の廃止・縮減については、特に公共工事に係る国の関与を重点化する観点から、

・市町村事業への国庫補助負担金は、全国的な見地等からの検討が必要なものを除き、原則として縮減する、

・広域性や重要性に応じて対象公共施設に区分が設けられているものについては、その性格に応じて国庫補助負担金の重点化を行う、

・日常的な改良工事等小規模なものや効果が地域的に限定されるもの等については、施設の性格を踏まえて、順次廃止・縮減する、

・公共工事の各分野の特性を踏まえつつ、一定の目標の下に段階的に採択基準の引上げ等の見直しを検討する、

こととされ、当省においても、各分野において、国の関与の重点化や採択基準の引上げ等を行ってきたところであり、その上で、地方の自主性を高めるために、各個別補助金を統合化し、事業間流用や繰越手続きの簡素化を行ってきたところです。

○ そのため、補助採択条件の引下げやそれによる日常的な点検や・修繕費用の対象化は、三位一体の改革の趣旨に照らし、適切でないと考えます。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	723	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	「防災・安全交付金」の要件を緩和				
提案団体	徳島県・大阪府・兵庫県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

地域の判断により、「土石流区間以外の砂防設備の老朽化対策」を事業の対象と出来るよう規制を緩和する（予算の増そのものを目的とするものではなく、予算の枠内で、地方公共団体の裁量で優先順位をつけて事業実施できるようにすることを目的とする）

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編P386の「⑤-1砂防設備等緊急改築事業」のイ（i）「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して」を「現在の技術基準に照らして」に拡充。総合流域防災事業における砂防設備等緊急改築事業（以下、「緊急改築」）の事業採択要件では、「昭和52年以前の技術基準により設計されており、土石流に対して構造物の安全性、安定性が確保されていない砂防設備」に該当することとなり、土石流区間の砂防堰堤等が対象となっている。しかし土石流区間以外についても老朽化や損傷により当初の安定性が確保されていない砂防設備があり、河床の安定や流出土砂の調整は土石流対策と並んで重要である。今後作成する砂防関連施設の長寿命化計画では全ての砂防設備を対象にする予定であるが、厳しい財政状況の中、現在の緊急改築の採択要件に合致しない施設を単独費で対応するのは難しい。緊急改築の採択要件を拡充することにより、土石流区間以外の砂防設備への対策が可能となり、コストを平準化しつつ国土保全と民生の安定を図ることができる。

### 根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱 附属第Ⅱ編 砂防設備等緊急改築事業(ロ-8-(1)中)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

砂防設備等緊急事業は、地域における安全の向上を図ることを目的に、都道府県が管理している既設の砂防設備及び地すべり防止施設について、改築を行う事で既存の砂防設備等を有効活用するものである。また、平成26年度予算からは、長寿命化計画の策定又は変更について、交付対象に追加するなど、拡充を図っている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

長寿命化計画の策定・変更が対象になったことについては評価している。しかしながら、土石流区間以外(掃流区間)における砂防設備には昭和30年代以前に設置され、品質や耐久性の劣っているものが多く、破壊されれば被害が広範囲に及ぶ恐れがあることから、地域における安全の向上を図るため、改築の必要性がある。再度、拡充について御検討いただきたい。

全国知事会からの意見

老朽化する社会インフラの維持管理・更新を適切に行うことが重要となっており、今後、国及び地方等が一体となって継続的に取り組んでいかなければならない。したがって、点検や修繕に係る交付要件の緩和を図るべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

施設の長寿命化を図る観点から、まずは現在の施設の状況について評価を行い、長寿命化計画を策定することが重要であると考えます。

砂防設備等の老朽化対策については、各地方整備局等において、維持管理に関する技術的支援体制の充実を図り、窓口を設置して技術的課題等の相談を受けているところであり、引き続き、技術的な支援を図ってまいりたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	106-1	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	駐輪場の設置占有許可要件の緩和				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現行では法令等に占有許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占有許可設置要件を緩和したい。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

占有許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第7条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占有許可が可能な施設等に駐輪場を読み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。

駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。

金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。

このようなことから、都市公園法や河川法の占有許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。

### 根拠法令等

都市公園法第7条  
河川敷地占有許可準則(河川法第24条関係)

## 【都市公園法関係】

都市公園法第7条では、地下に設けられる公共駐車場を占用物件として規定しており、都市公園の地下を占用し、平等の条件で一般に公開される自転車駐車場についても、政令で定める技術的条件を満たすことを条件に、占用物件として設置可能である。

なお、都市公園においては、その空間の自由な利用が都市公園の効用の一部となっており、占用物件としての公共駐車場については公園利用の妨げになる虞があることから、地下への設置に限定しているところである。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・本市では、「金沢まちなか自転車利用環境向上計画」を策定し、自転車の安全・快適な利用の促進を図っており、自転車の放置についても禁止区域を設定し、放置防止に取り組んでいるところである。

・自転車は、気軽に利用できる交通手段であることから、自転車駐車場が目的地から少しでも離れていると利用せず、目的地の近くに駐車してしまうことから放置が発生していると考えられる。

・このような状況から、地上の利便性の高い場所に小規模な自転車駐車場を新たに設けることが放置自転車を減らすための有効な手段の一つであると考え検討しているが、駐車場として利用できる土地がなく苦慮しているところである。

・一方で、まちなかで本市が設置している公園は、小規模な公園を多数設けているが、その規模から地下に公共自転車駐車場を設置することはコストや管理の点から困難である。

・都市公園においては、公衆電話所や太陽電池発電施設等が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない等の要件を満たす場合に占用が認められており、自転車駐車場についても同様の要件を満たす場合に、限定的な占用を可能とする余地はあると考えている。

## 全国知事会からの意見

都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

## 全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

都市公園は、公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。都市公園の利用者を対象としない公共自転車駐車場については、公園としての効用を阻害することはあっても、これを増進することにはならないので、地上での占用については認めていない。

なお、自転車利用者が当該都市公園の利用者となる場合には、公園施設(便益施設)として、地上に駐輪場を設置することが可能である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	106-2	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	駐輪場の設置占有許可要件の緩和				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

現行では法令等に占有許可が可能な施設として駐輪場が規定されていない公園敷地や河川敷にも、駐輪場の設置が可能となるよう、占有許可設置要件を緩和したい。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

占有許可により駐輪場を設置する場合において、現行は、道路法施行令第8条により道路敷地には設置可能である一方、都市公園法及び河川法には占有許可が可能な施設等に駐輪場を読み取れる規定がないことから、公園敷地や河川敷に駐輪場を設置できないこととなっている。

駐輪場は、利便性の高い場所での設置が望ましく、利用者の目的地から離れた場所に設置しても、利用が低く、歩道等での放置・違法駐車となる場合もある。

金沢市のまちなかは、道路の幅員が狭く、駐輪場としての適地が少ない一方、利便性の高い場所に公園や緑地等の空間が多い特性を持つことから、これらの一部を公園利用者以外の駐輪場として活用できれば、利用者にとっての駐輪環境の向上に繋がり、まちなかの賑わい創出や放置自転車対策などの効果も期待できる。加えて、金沢市で導入しているレンタサイクルシステムのポート(駐輪場)としても活用することで、歩けるまちづくりの推進にも繋がる。

このようなことから、都市公園法や河川法の占有許可要件の緩和を図り、柔軟な駐輪場の設置を可能としたい。

### 根拠法令等

都市公園法第7条  
河川敷地占有許可準則(河川法第25条関係)

各府省からの第1次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

【河川敷地占用許可準則関係】

河川敷地占用許可準則では、占用の許可の目的とすることができる一般的な施設を列挙しているところであり、これら列挙された施設に限定されるものではない。

駐輪場については、当該施設の公共性等を勘案して、例えば、「その他の河川空間を活用したまちづくり又は地域づくりに資する施設」として位置づけるなど、現行基準の中で整理することが可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現行規定で整理可能である旨了承した。  
各自治体にも周知していただきたい。

全国知事会からの意見

都市公園において占用許可の対象となる工作物等及び準用河川に係る河川区域内の土地において占用許可の対象となるものについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

○河川敷地占用許可準則で定める占用施設の位置づけについては、「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)において明らかにされており、現行規定で整理することが可能であることについては、既に各自治体へ周知しているところであるが、今後も事務連絡等で周知していきたい。

「河川敷地の占用許可について」(平成11年8月5日河川局長通達)

記7(1)「占用施設を…各号に具体的な施設名を例示するとともに、同様の性格を有するその他の施設についても占用許可の目的となりうることを明らかにしている。」



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	107	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	樋門の最小断面の緩和				
提案団体	金沢市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

樋門の最小断面は課長通達により内径1.0m以上と決められているが、集水エリア等を考慮し、より小さい断面でも樋門を設置できるよう最小断面の条件を緩和したい。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

河川や用水からの排水や取水機能を持つ樋門の設置基準が、現在は課長通達(平成11年10月15日改正)により内径1.0m以上とされているが、金沢市では、平成21年度以降、一定の開度を保持し開口する「バランスウエイト式フラップゲート」を採用しており、より堆積土砂等が排除される構造としている。

今後設置する予定の樋門は、市内北部の大宮川の河口付近などを想定しており、既設排水の機能確保を考慮すると、流量的に1.0m以下で十分な箇所が出てくる予定である。将来的に地元が費用負担する樋門が多く、より小さい樋管の方が、地元が修繕や改良する時に金額の抑制効果があり、当然、施工費(初期投資)も抑制できる。

求める制度改正の内容は、例えば、通達を改正して、内径1.0mという基準にとらわれることなく、流量や河川構造など地域の実情に応じて樋管のサイズを柔軟に決定できる旨、但し書きを加える等により、柔軟な樋門の設置を可能としたい。

### 根拠法令等

河川管理施設等構造令第47条第2項  
課長通達16令第47条関係(2)

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

従来、小口径パイプにおける樋門に土砂や流木等の雑物が詰まった場合に、その排除の手段に窮している事例があることから、当該規定が定められている。昨年、幅0.8m、高さ0.9mの矩形断面の樋門において刈草による閉塞が発生しその撤去が困難であった事例があり、その他にも、内径1mの樋管において土石の堆積の排出が困難となった事例がある。このため、当該規定の緩和を行うことは不相当である。

なお、当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。

同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・今後、樋門の設置にあたっては、回答の手続きを踏まえ、検討していきたい。

全国知事会からの意見

—

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 D 現行規定により対応可能

○当該規定に基づかない構造の施設についても、河川管理施設等構造令第73条第4項の規定に基づき、国土交通大臣がその構造が同令における規定によるものと同等以上の効力があると認める施設については設置が可能であり、柔軟な設置が可能となっている。

○同令第73条第4項の具体的な手続きについては、特殊構造河川管理施設等認定実施要領を定めるとともに、円滑な運用を図るために河川管理施設等構造令技術検討会を設置し、都道府県等に対し技術的助言として周知しているところである。

○手続きを進めるに先立ち都道府県、地方整備局の河川担当部署に相談していただくなどして、現行規定により円滑に進めていただきますようよろしくお願いします。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	294	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	畜舎等の建築基準等の緩和				
提案団体	三重県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

畜舎等に対しても建築基準法の規制が設けられており、それがコスト増加の要因となっていることから、建築基準等の緩和を図る。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【制度改正の必要性等】

建築基準法では、畜舎等に対しても、原則、住宅など一般の建築物と同様の規制が設けられており、木造で大規模な畜舎を建築する場合、延べ面積が500㎡を超える場合には構造計算が必要であるほか、1,000㎡を超える場合には防火基準を遵守する必要があるなど、コスト増加の要因となっていることから、建築基準法の該当項目に畜舎に関する例外規定を設ける。

#### 【支障事例等】

規模拡大のため1,000㎡を超える畜舎建設を行った事例では、いずれも木造ではなく、鉄骨造りで対応せざるを得なかった。

### 根拠法令等

建築基準法第20条第1項第2号、第25条

建築基準法第20条の規定では、建築物が地震等に対して安全な構造とし、国民の生命・財産を確保するために、必要な構造方法や構造計算の方法を定めており、畜舎等に関しては、その構造・用途の特性に見合った特別の基準としているところである。

法第25条の規定では、畜舎等も含め、木造の大規模建築物は火災が発生した場合に大規模の火災となる危険性が高いことから、周囲の建築物と近接しており外部からの延焼のおそれがある部分については、防火構造とするなど必要な規制を定めているところである。

このように畜舎等に関しては、その構造や用途の特性に配慮しつつ、地震時、火災時の安全性及び国民の生命・財産を確保するために必要な基準を定めているところであり、コスト増加を理由に緩和するのは困難であると考えます。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

○畜産を取り巻く情勢は、飼料価格や燃料価格、農業用資材価格の高騰により、生産コストが上昇し、収益性が低下するなど、大変厳しい状況にある。畜舎等の設計・建築や畜産施設の維持管理等についても一層のコスト削減を図ることが必要となっていることから、他の建築物と近接して設置されることは少なく、人間の滞在強度（滞在する密度、頻度）が小さいことなどを勘案して、畜舎についてはさらなる基準緩和を進めていただきたい。

○ 建築基準法（以下「法」という。）第20条については、建築物に常時負荷されるものではない積雪荷重等については、畜舎等には人が滞在する時間が少ないことを踏まえ、構造計算において考慮すべき荷重を緩和しているところである。

○ 法第25条については、建築物から一定以上離れている場合には、外壁等からの延焼のおそれがないことから、外壁等を防火構造とする必要がないこととしているところである。また、屋根を一定の構造とすることについても、法第84条の2に基づき、開放的な構造の畜舎については、一定の基準に該当する場合、適用を除外しているところである。

○ このほか、畜舎に適用される主な規制として、法第26条に基づく防火壁の設置等があるが、これらについても、滞在する人が少ない畜舎については、建築物から一定以上離れていること等を条件に、適用を除外しているところ。

○ このように、畜舎については、ご指摘の、他の建築物との近接状況や人の滞在頻度等を考慮して適切な緩和措置を講じているところであり、人が滞在する際における構造安全性、避難安全性の確保等の観点から、これ以上の緩和は困難である。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	867	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	建築審査会委員任期を定める規定の緩和				
提案団体	さいたま市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

建築審査会委員任期について、現在は建築基準法により2年とされているが、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう、規定を緩和する。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

建築審査会の審議に際しては、専門的かつ高度の見識、厳密な理論展開が求められることから、建築関係法令や行政法関連に精通した建築や法律等の各分野の専門家の方を任命する必要があるが、人材不足の状況も相まって、適切な委員の確保に苦慮している。

また、本市では年間8回程度建築審査会を開催しているが、本市のような建築紛争が頻繁に起こる都市部に設置されている建築審査会と、地方に設置されている建築審査会とでは、建築審査会の開催回数や許可同意件数及び審査請求提起件数など、その内容に大きな違いがある。

以上のことから、委員の任期については全国一律に2年とするのではなく、地域の状況を踏まえて柔軟に対応できることが必要と考える。

### 根拠法令等

建築基準法第80条

建築審査会は、私的財産権に直接関わる事項について拘束力を有する判断を行う準司法的な機関であり、建築行政の根幹に関わる判断を行う極めて重要な権限を有する。

建築審査会の事務が公正・公平な判断のもと適切に実施されるためには、全国的に同水準の審査体制・審査基準が整備されていることが必要であるため、建築審査会委員の任期についても、一定の統一的な期間ごとに委員の適格性を判断の上任命することが必要である。

このため、建築基準法第80条第2項において、委員の再任については特に回数制限無く認めているところであり、ご提案の目的である地域の実情に応じて柔軟に対応することは可能であることから、ご提案の任期の設定方法の規定の緩和については、対応不可であると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国的に同水準の審査体制、審査基準が整備されていることが必要であるとしているが、委員の定数ほか建築審査会の組織、議事並びに委員の報酬及び費用弁償その他建築審査会に関して必要な事項については、すでに条例委任されており、任期のみ全国一律の基準とする必要はないと考える。また、委員の的確性を判断する必要があることは理解するが、判断の時期を全国一律に2年とする理由についても明確ではないと考える。例えば、委員の任期について2年とすることを参酌基準とした上で、権限移譲することはできないか再度検討していただきたい。

#### 全国知事会からの意見

建築審査会委員の任期については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国市長会】

委員の再任について回数制限なく認められていることもあるため、規定の緩和については実態を踏まえ検討されたい。

○ 建築審査会は、行政不服審査法の特例として、特定行政庁、建築主事等の処分等に係る不服申立ての審査庁となる準司法的な機関であり、行政不服審査法に基づく行政不服審査会と同様に、全国統一的な体制において適切な審査が行われる必要があるとともに、一定の建築物について建築基準法の適用を除外する際の同意事務なども行っており、適切な審査が行われない場合には、直ちに国民の生命等の保護に影響を与えるおそれがある。

○ 委員の任期は、全国統一的な体制において適切な審査が行われるために最も重要となる委員の適格性について、積極要件・欠格要件への該当性を全国一律の期間ごとに確実に確認するために設けられているものであり、議事等は条例に委任しつつ、委員の任期等を法定し、全国一律の基準としていることについては、合理性があると考えている。

○ なお、前回回答にお示したとおり、委員の再任は可能であるところ、具体的な支障があればご教示願いたい。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	651	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	災害復旧事業における採択条件の緩和 (河道の異常埋そく)				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

災害復旧事業における採択条件を緩和する。(河道の異常埋そくの基準値の引き下げ)

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障事例】

災害復旧事業における河道の異常埋そくの採択要件は、「河道断面の3割程度以上の埋そく」となっているが、現地では3割に満たない箇所が多く、ほとんどが県単独費で実施せざるを得ない。

#### 【制度改正の必要性】

適正な維持管理を行うには、県単独費では財政負担が大きいため、採択要件の緩和(基準値の引き下げ)を提案する。

※方針第3・2・(六)の「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の3割程度以上と記載してある内容を、「河道が著しく埋そくした」とは、原則として、余裕高見合い程度以上という内容に改正することを提案する。

### 根拠法令等

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法事務取扱要綱第14・(二)  
公共土木施設災害復旧事業査定方針第3・2・(六)

河川の埋塞に関しては、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第6条第1項第6号において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」を除き、災害復旧事業の適用対象外となっており、同法事務取扱要綱第14(2)において、「維持上又は公益上特に必要と認められるもの」とは、河道が著しく埋そくしたため、破堤した場合、堤防、護岸等が決壊した場合、流水の疎通を害し人家、公共施設、農耕地等に甚大な被害を与えた場合又は時期出水でこれらのおそれが大きい場合の当該埋そくに係る災害復旧事業としている。

この基準は、通常の河川維持工事として対応すべきものまで災害復旧事業の対象となることは不適切であることから、設けられている基準である。

このため、当該条件に満たないものは通常の河川維持工事として対応すべきところ、提案にあるように、単に、当該条件に満たない箇所が多いという理由のみをもって、採択条件の緩和をすることはできない。

なお、採択基準に満たない場合でも、全額起債対象となる一般単独災害復旧事業が適用される場所である。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

回答については了解するが、頻発する災害の復旧を適切に行うことがこれまで以上に重要となってることから、今後、地方の意見を踏まえた制度改正の検討をお願いする。

#### 全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

○ 地方公共団体の意見も聞きながら、今後も適切な災害復旧事業の推進に努めてまいりたい。



# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	58	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	ノンステップバス導入に係るバリアフリー化設備等整備事業補助金における計画策定の義務付けの廃止				
提案団体	千葉県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱により、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合には、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられているが、この計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】  
平成23年3月に地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱が制定され、路線バス事業者等がノンステップバス導入のためにバリアフリー化設備等整備事業補助金を受ける場合は、国や地方公共団体、学識経験者等で構成する協議会での議論やパブリックコメント等を経て「生活交通ネットワーク計画」又は「生活交通改善事業計画」を策定することが都道府県等に義務付けられた。また、導入計画の変更や補助金の追加募集の場合なども同様の手続きを経て計画を変更する必要があると、地方公共団体にとって大きな事務負担となっている。

【支障事例及び制度改正の必要性】  
ノンステップバスの導入はバリアフリー化の推進に必要なものであり、これまで協議会やパブリックコメントにおいても反対意見等は出ていない。また、実際の補助額は導入費用の1割未満であり、導入計画は事業者の経営判断によるところが大きいのが実情であることから、協議会での議論やパブリックコメントを実施する有意性は低いと考える。

さらに、当該補助制度は、平成23年度から赤字バス路線の補助金などと統合され、他のメニューと同様に計画策定が義務付けられたが、統合前の公共交通移動円滑化設備整備費補助金では計画策定は不要であったという経緯もある。

これらのことから、ノンステップバスの導入など協議会での議論等が不適當な補助金については計画の策定義務を廃止すること。また、これに伴い、協議会に課せられている補助対象事業の評価事務も廃止すること。

なお、本県では当該補助金のみに係る協議会は書面開催とするなど事務負担の軽減を図っているが、計画策定の義務付け自体を廃止すべきと考える。

### 根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱第2条第1項第1号、第2項、第3条第1項、第5項、第75条、第77条

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

バリアフリー化設備等整備事業については、その効果的・効率的な実施を図る観点から、個々の事業者の経営判断に基づく取組のみならず、地域の特性・実情に応じたバリアフリー化の取組と一体となって行われる車両のバリアフリー化に対して支援することとしている。

このため、地域の協議会において作成された計画に基づく事業に対して補助を行うこととしており、効果的・効率的な事業の実施に不可欠であることから、廃止は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

補助制度の理念は理解するが、少なくともノンステップバスに関しては、導入費用の1割未満となっている補助制度においては、事業者の経営判断が大きく影響することは事実である。

また、国庫補助金でありながら、計画策定にあたっての協議会開催、パブコメの実施等、上記実情を踏まえると有意性に疑義があるにもかかわらず、当初計画、変更、追加募集の都度地方公共団体に過剰で非効率な事務負担を強いていることも確かであり、見直しをお願いしたい。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

補助制度の趣旨は、あくまで地域の協議会において作成された計画に基づく事業を前提として国庫補助を行うこととしているため廃止は困難であるが、例えば、軽微と認められる計画内容の変更について手続きの簡略化が可能かどうか別途検討することとする。

# 平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

## 国土交通省 第2次回答

管理番号	315	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	運輸・交通
提案事項 (事項名)	事務処理特例条例により移譲した場合の市町村から国への協議に係る都道府県の経由の廃止 (軌道法部分)				
提案団体	熊本県				
制度の所管・関係府省	総務省、国土交通省				

### 求める措置の具体的内容

軌道法関係の認可に係る国(地方運輸局)への協議等に伴う、知事経由事務を廃止できるようにすること。

### 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

#### 【支障】

本県では、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき、軌道法施行令第6条第1項の規定による認可(軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項の規定により知事が行うこととされた認可に限る。)を熊本市に移譲している。なお、本件事務は、熊本市の政令市移行(平成24年度)により、道路法の規定に基づき同市内の県道等の管理が同市に移管されたことを受けて、事務の合理化を目的に25年度から移譲したもの。しかし、当該認可に伴う国への協議は、同法第252条の17の3第3項の規定により、知事を経由することとなっており、十分な事務の簡素化に繋がっていない。

#### 【制度改正の必要性】

経由事務が廃止された場合、市、県及び九州運輸局担当課間の文書の往復に要する期間(2~3週間程度)が短縮されると考えられる。なお、この期間短縮については、軌道事業者(熊本市交通局)及び同市都市建設局土木管理課も要望しているところである。

#### 【その他】

軌道法関係の協議に限れば、全国的にも事務移譲対象市町村数及び協議件数が少ないこと、また、軌道事業者による地方運輸局担当課との事前相談が慣例化していることから、本件経由制度が廃止されても、国の行政機関の負担増には繋がらないと考えられる。

### 根拠法令等

地方自治法第252条の17の3第3項(条例による事務処理の特例の効果)  
軌道法施行令第6条第1項  
軌道法に規定する国土交通大臣の権限に属する事務で都道府県が処理するもの等を定める政令第1条第1項及び第2項

各府省からの第1次回答

回答区分 C 対応不可

構造改革特別区域法第15条第1項の規定により、内閣総理大臣の認定を受けることで、地方自治法第252条の17の2第1項の規定に基づき都道府県知事の権限に属する事務を市町村が処理することとなった場合の、地方自治法第252条の17の3第3項の規定による都道府県知事の経由は省略することができます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

意見なし

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】  
提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

回答区分 C 対応不可

提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。